

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件として、環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 2-2-32に示す。

表 2-2-32 地下水の水質汚濁に係る環境基準

| 項目 | 基準値 | 項目 | 基準値 |
|---|----------------|----------------|---------------|
| カドミウム | 0.003 mg/ℓ 以下 | 1,1,1-トリクロロエタン | 1 mg/ℓ 以下 |
| 全シアン | 検出されないこと | 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006 mg/ℓ 以下 |
| 鉛 | 0.01 mg/ℓ 以下 | トリクロロエチレン | 0.03 mg/ℓ 以下 |
| 六価クロム | 0.05 mg/ℓ 以下 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg/ℓ 以下 |
| 砒素 | 0.01 mg/ℓ 以下 | 1,3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/ℓ 以下 |
| 総水銀 | 0.0005 mg/ℓ 以下 | チウラム | 0.006 mg/ℓ 以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと | シマジン | 0.003 mg/ℓ 以下 |
| P C B | 検出されないこと | チオベンカルブ | 0.02 mg/ℓ 以下 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/ℓ 以下 | ベンゼン | 0.01 mg/ℓ 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002 mg/ℓ 以下 | セレン | 0.01 mg/ℓ 以下 |
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/ℓ 以下 | 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 mg/ℓ 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004 mg/ℓ 以下 | ふっ素 | 0.8 mg/ℓ 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1 mg/ℓ 以下 | ほう素 | 1 mg/ℓ 以下 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/ℓ 以下 | 1,4-ジオキサン | 0.05 mg/ℓ 以下 |
| 備考 | | | |
| 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 | | | |
| 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（省略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 | | | |
| 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 | | | |
| 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 | | | |

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年、環境庁告示第10号）

水質汚濁防止法

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法（昭和45年、法律138号）に基づき特定施設を有する事業場（特定事業場*）について有害物質の排水基準*が定められている。さらに、1日当たりの平均的な排水の量が50 m³以上の工場又は事業場について水素イオン濃度等の項目の排水基準が定められている。排水に係る規制基準を表 2-2-33 に示す。

「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年、条例46号）により、新潟県の区域に属する公共用水域に排出される排水の汚染状態について、BOD、COD、SS、クロム等の上乗せ排水基準*及び排水基準の適用区域が定められている。関川水系関川及びこれに接続する公共用水域（関川水系渋江川及びこれに流入する公共用水域を除き、内水面に限る。）については、BOD、SS、フェノール類、銅、クロムについて許容限度が定められている。上乗せ排水基準の概要を表 2-2-34 に示す。

表 2-2-33(1) 排水に係る規制基準（有害物質）

| 有害物質の種類 | 許容限度 |
|---|--|
| カドミウム及びその化合物 | 0.1 mg/ℓ |
| シアン化合物 | 1 mg/ℓ |
| 有機燐化合物 (パ ^ラ チオン、メ ^ル パ ^ラ チオン、メ ^ル ピ ^リ ト ^リ ン及びE P Nに限る) | 1 mg/ℓ |
| 鉛及びその化合物 | 0.1 mg/ℓ |
| 六価クロム化合物 | 0.5 mg/ℓ |
| 砒素及びその化合物 | 0.1 mg/ℓ |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 mg/ℓ |
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| ポリ塩化ビフェニル | 0.003 mg/ℓ |
| トリクロロエチレン | 0.3 mg/ℓ |
| テトラクロロエチレン | 0.1 mg/ℓ |
| ジクロロメタン | 0.2 mg/ℓ |
| 四塩化炭素 | 0.02 mg/ℓ |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.04 mg/ℓ |
| 1,1-ジクロロエチレン | 1 mg/ℓ |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/ℓ |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 3 mg/ℓ |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.06 mg/ℓ |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/ℓ |
| チウラム | 0.06 mg/ℓ |
| シマジン | 0.03 mg/ℓ |
| チオベンカルブ | 0.2 mg/ℓ |
| ベンゼン | 0.1 mg/ℓ |
| セレン及びその化合物 | 0.1 mg/ℓ |
| ほう素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの 10 mg/ℓ 海域に排出されるもの 230 mg/ℓ |
| ふっ素及びその化合物 | 海域以外の公共用水域に排出されるもの 8 mg/ℓ 海域に排出されるもの 15 mg/ℓ |
| アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量 100 mg/ℓ |
| 1,4-ジオキサン | 0.5 mg/ℓ |

備考1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年、総理府令第35号）

表 2-2-33(2) 排水に係る規制基準（水素イオン濃度等の項目）

| 項目 | 許容限度 |
|--------------------------------|--|
| 水素イオン濃度（水素指数） | 海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6 海域に排出されるもの 5.0～9.0 |
| 生物化学的酸素要求量 | 160 mg/ℓ（日間平均 120 mg/ℓ） |
| 化学的酸素要求量* | 160 mg/ℓ（日間平均 120 mg/ℓ） |
| 浮遊物質 | 200 mg/ℓ（日間平均 150 mg/ℓ） |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量） | 5 mg/ℓ |
| ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量） | 30 mg/ℓ |
| フェノール類含有量 | 5 mg/ℓ |
| 銅含有量 | 3 mg/ℓ |
| 亜鉛含有量 | 2 mg/ℓ |
| 溶解性鉄含有量 | 10 mg/ℓ |
| 溶解性マンガン含有量 | 10 mg/ℓ |
| クロム含有量 | 2 mg/ℓ |
| 大腸菌群数 | 日間平均 3,000個/cm ³ |
| 窒素含有量 | 120 mg/ℓ（日間平均 60 mg/ℓ） |
| 燐含有量 | 16 mg/ℓ（日間平均 8 mg/ℓ） |

備考1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/ℓを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年、総理府令第35号）

表 2-2-34 新潟県条例による関川水域の上乗せ排水基準（許容限度）の概要

単位：mg/l

| 区分 | 項目及び許容限度 | BOD | SS | フェノール類 含有量 | 銅含有量 |
|------------------------|---|---|-------------|---------------|------|
| 公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場 | 別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第63号まで、第64号から第66号の2まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの | 25 (20) | 50 (40) | 1 | 2 |
| | 別表第1第1号の2、第63号の3、第68号の2、第71号の3、第71号の4、第72号又は第73号の施設を設置するもの | 25 (20) | 90 (70) | 1 | 2 |
| | 別表第1第2号から第18号の3まで、第19号(染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの | 25 (20) | 80 (60) | 1 | 2 |
| | 別表第1第69号の施設を設置するもの | 25 (20) | 60 (50) | 1 | 2 |
| | 別表第1第74号の施設を設置するもの | 当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。 | | | |
| 公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場 | 別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第63号まで、第64号から第66号の2まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの | 40 (30) | 50 (40) | 1 | 2 |
| | 別表第1第1号の2の施設を設置するもの | 100 (80) | 100 (80) | 1 | 2 |
| | 別表第1第2号から第18号の3まで又は第63号の2の施設を設置するもの | 80 (60) | 80 (60) | 1 | 2 |
| | 別表第1第19号(染色整理業に係る施設に限る。)又は第20号の施設を設置するもの | 100 (80) | 80 (60) | 1 | 2 |
| | 別表第1第63号の3、第68号の2、第71号の3又は第71号の4の施設を設置するもの | 80 (60) | 100 (80) | 1 | 2 |
| | 別表第1第66号の3から第67号までの施設を設置するもの | 90 (70) | 80 (60) | 1 | 2 |
| | 別表第1第69号の施設を設置するもの | 60 (50) | 60 (50) | 1 | 2 |
| | 別表第1第72号の施設(し尿浄化槽に限る。)を設置するもの | 40 (30) | 90 (70) | 1 | 2 |
| | 別表第1第72号の施設(し尿浄化槽を除く。)を設置するもの | 30 (20) | 90 (70) | 1 | 2 |
| | 別表第1第73号の施設を設置するもの | 25 (20) | 90 (70) | 1 | 2 |
| | 別表第1第74号の施設を設置するもの | 当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。 | | | |

注) ()内は「日間平均」による許容限度であり、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 出典：「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和46年、条例第46号)より作成

3) 騒音

環境基準

環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき騒音に係る環境基準が定められている。騒音に係る環境基準を表2-2-35に示す。対象事業実施区域周辺における環境基準の地域類型指定状況は図2-2-16に示すとおりであり、対象事業実施区域は地域類型指定はされていない。

表 2-2-35 騒音に係る環境基準

(a) 道路に面する地域以外の基準値

| 地域の類型 | 基準値 | |
|-------|-----------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A及びB | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

(b) 道路に面する地域の基準値

| 地域の区分 | 基準値 | |
|---|-----------|-----------|
| | 昼間 | 夜間 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |
| この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。 | | |
| 基準値 | | |
| 昼間 | 夜間 | |
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 | |
| <p><備考> 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。</p> | | |

(c) 地域の類型

- AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A：専ら住居の用に供される地域
- B：主として住居の用に供される地域
- C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(d) 時間の区分

- 昼間：午前6時から午後10時まで
- 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年、環境庁告示第64号）

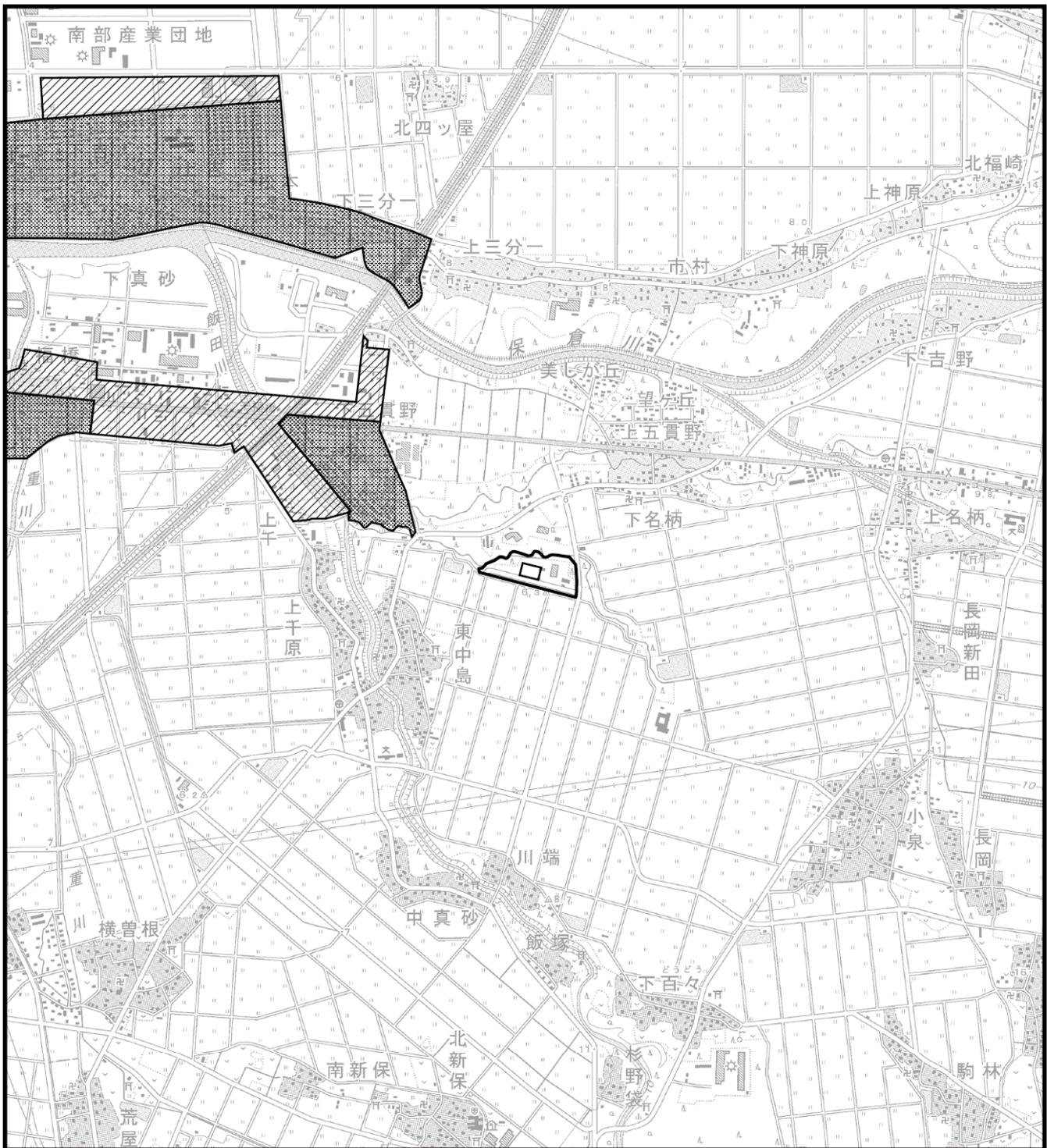


図 2-2-16 騒音に係る環境基準の類型指定状況

- 凡 例
-  : 対象事業実施区域
 -  : B 類型
 -  : C 類型



出典：「騒音規制法の地域指定」（上越市、平成 23 年）

騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例

騒音規制法（昭和43年、法律第98号）及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）に基づき特定工場等において発生する騒音の当該特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度として定められた規制基準を表2-2-36に、対象事業実施区域周辺の指定地域を図2-2-17に示す。対象事業実施区域は騒音規制法の指定地域外である。

表 2-2-36 特定工場等において発生する騒音の規制基準

| 区域の区分 | | 時間の区分 | | |
|-------|-------|---------|---------|---------|
| | | 昼間 | 朝・夕 | 夜間 |
| 法令 | 新潟県条例 | | | |
| 第1種区域 | 第1種区域 | 50 デシベル | 40 デシベル | 40 デシベル |
| 第2種区域 | 第2種区域 | 55 デシベル | 50 デシベル | 45 デシベル |
| 第3種区域 | 第3種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル | 50 デシベル |
| 第4種区域 | 第4種区域 | 70 デシベル | 65 デシベル | 60 デシベル |

備考

- 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「騒音規制法に基づく指定地域」という。）にあっては、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域（騒音規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあっては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。
 - (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - (2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - (3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - (4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
- 2 昼間、朝・夕及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間をいう。
 - (1) 昼間 第1種区域及び第2種区域にあっては午前8時から午後6時まで、第3種区域、第4種区域にあっては午前8時から午後8時まで
 - (2) 朝 午前6時から午前8時まで
 - (3) 夕 第1種区域及び第2種区域にあっては午後6時から午後9時まで、第3種区域及び第4種区域にあっては午後8時から午後10時まで
 - (4) 夜間 第1種区域及び第2種区域にあっては午後9時から翌日の午前6時まで、第3種区域及び第4種区域にあっては午後10時から翌日の午前6時まで
- 3～5 省略
- 6 工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。
- 7 この表に掲げる区域の区分のうち、第3種区域及び第4種区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
 （昭和43年、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号
 「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和46年、条例第51号）

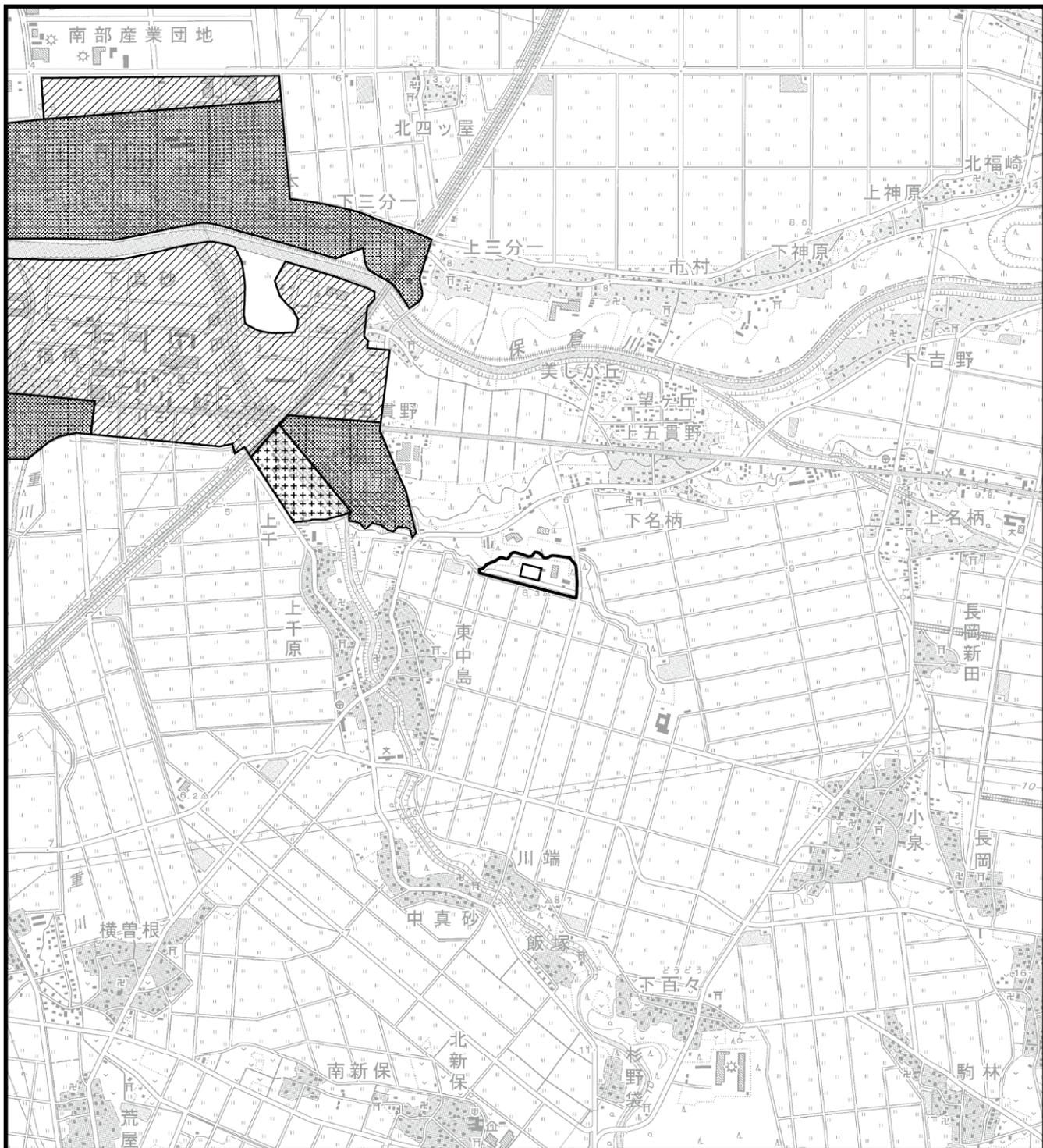


図 2-2-17 騒音規制法の地域指定

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 第 2 種区域
-  : 第 3 種区域
-  : 第 4 種区域

出典：「騒音規制法の地域指定」（上越市、平成 23 年）

騒音規制法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業*騒音に係る規制基準を表 2-2-37 に、自動車騒音に係る要請限度*を表 2-2-38 に示す。

表 2-2-37 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

| 特定建設作業の種類 | 規制の項目 地域の区分*2 | 敷地境界地点の騒音レベル | | 作業禁止時刻 | | 1日当りの作業時間*1 | | 同一場 | 日曜・ |
|---|------------------|--------------|---|---------------|----------------|-------------|--------|-----------|----------|
| | | ① | ② | ① | ② | ① | ② | 所における作業期間 | 休日における作業 |
| 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。） | | 85 | | 午後7時から翌午前7時まで | 午後10時から翌午前6時まで | 10時間以内 | 14時間以内 | 連続して6日以内 | 禁止 |
| 2. びょう打機を使用する作業 | | | | | | | | | |
| 3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。） | | 以下 | | | | | | | |
| 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） | | | | | | | | | |
| 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） | | | | | | | | | |
| 6. バックホウ（騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2第6号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業 | | | | | | | | | |
| 7. トラクターショベル（騒音規制法施行令別表第2第7号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業 | | | | | | | | | |
| 8. ブルドーザー（騒音規制法施行令別表第2第8号に規定する環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業 | | | | | | | | | |
| 9. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。） | | | | | | | | | |

注1) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を*1欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。

2) 地域の区分 ① 1号区域... 第1種区域、第2種区域及び第3種区域と第4種区域のうち、学校・保育所・病院、患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

② 2号区域... 上記、1号区域以外の区域

出典：「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和46年、条例第51号）

表 2-2-38 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル*)

| | 区域の区分 | 時間の区分 | |
|---|---|---------|---------|
| | | 昼間 | 夜間 |
| 1 | a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65 デシベル | 55 デシベル |
| 2 | a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 デシベル | 65 デシベル |
| 3 | b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |
| 4 | 幹線交通を担う道路に近接する区域 | 75 デシベル | 70 デシベル |

備考

- 1 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
- (1) a 区域 専ら住居の用に供される区域
 - (2) b 区域 主として住居の用に供される区域
 - (3) c 区域 相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される区域

2 車線とは、1 縦列の自動車(2 輪のものを除く。)が、安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までをいう。

4 幹線交通を担う道路とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項に規定する自動車専用道路をいう。

5 幹線交通を担う道路に近隣する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。)に係る限度は 1 から 3 の区域の区分にかかわらず 4 の区域の限度とする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成 12 年、総理府令第 15 号)

4) 振 動

振動規制法(昭和 51 年、法律第 64 号)及び新潟県生活環境の保全等に関する条例により定められた特定工場等に係る規制基準は表 2-2-39 に示すとおりである。対象事業実施区域周辺における指定地域を図 2-2-18 に示す。

また、同法による特定建設作業に係る規制基準を表 2-2-40 に、道路交通振動*に係る要請限度を表 2-2-41 に示す。対象事業実施区域は振動規制法の指定地域外である。

表 2-2-39 特定工場等において発生する振動の規制基準

| 区域の区分 | | 時間の区分 | |
|-------|----------------|---------------------|---------------------|
| | | 昼間 | 夜間 |
| 法令 | 新潟県条例 | | |
| | 第1種区域 | 60デシベル 午前8時～午後7時 | 55デシベル 午後7時～午前8時 |
| 第2種区域 | 第2種区域 | | |
| | 第3種区域 第4種区域 | 65デシベル 午前8時～午後8時 | 60デシベル 午後8時～午前8時 |

備考

1. 法令に基づく区域の区分

第1種区域及び第2種区域とはそれぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に2区分することができる。

- (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2. 新潟県条例に基づく区域の区分

第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とはそれぞれ次の次号に掲げる区域をいう。ただし、振動規制法第3条第1項の規定に基づき指定された地域（以下「振動規制法に基づく指定地域」という。）にあっては、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、同法第4条第1項の規定に基づき定められた第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいい、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのある地域（振動規制法に基づく指定地域と重複する地域を除く。）にあっては、第1種区域とは、同号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を、第2種区域とは、同号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を、第3種区域とは、同号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域を、第4種区域とは、同号に掲げる工業地域をいうものとする。

- (1) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域
- (4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

3. 法令により、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は当該値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

4. 新潟県条例により、工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年、環境庁告示第90号）
「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和46年、条例第51号）